

平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の実施について（案）

1. 目的

平成30年度診療報酬改定の基本方針及び答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえた調査項目について特別調査を実施し、検証部会における平成30年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計（抽出方法、客体数等）、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。

3. 調査項目

平成30年4月25日中医協総会において検証部会で調査・検証を進めていくこととされた各項目について、以下のとおり項目立てを整理し、平成30年度（4項目）及び平成31年度（5項目）の2か年に分けて実施することとする。その際、経過措置が設けられているなど改定の効果が明らかになるまで一定程度の期間が必要な項目については平成31年度に実施する。

- (1) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その1）（別紙1）
- (2) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その2）（別紙2）
- (3) 在宅医療と訪問看護に係る評価等に関する実施状況調査（別紙3）
- (4) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その1）（別紙4）
- (5) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その2）（別紙5）
- (6) かかりつけ歯科医機能の評価や歯科疾患管理料の評価の見直しの影響及び歯科疾患の継続的管理等の実施状況調査（別紙6）
- (7) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査（別紙7）
- (8) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（別紙8）

※「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」については平成30年度及び平成31年度の2か年実施する。

各調査の実施年度は以下のとおり。

平成30年度	(1) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その1）
	(3) 在宅医療と訪問看護に係る評価等に関する実施状況調査
	(4) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その1）
	(8) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
平成31年度	(2) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その2）
	(5) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その2）
	(6) かかりつけ歯科医機能の評価や歯科疾患管理料の評価の見直しの影響及び歯科疾患の継続的管理等の実施状況調査
	(7) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査
	(8) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

4. スケジュール

I 平成30年度調査

平成30年5月	検証部会、総会で調査項目の決定
6～7月	事務局において受託業者の調達、決定
8～9月	調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討 →検証部会、総会で調査票の決定
10～12月	委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）
平成31年1月～	調査検討委員会で調査結果の検討 →調査結果を取りまとめた項目から順次、報告

II 平成31年度調査

平成31年3～4月	事務局において受託業者の調達、決定
5～6月	調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討 →検証部会、総会で調査票の決定
7～9月	委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）
10～11月	調査検討委員会で調査結果の検討 →調査結果を取りまとめた項目から順次、報告

5. 調査設計における留意点について

調査の簡素化及び有効回答率の向上等について、引き続き、次の対応を進める。

- ① 各種診療報酬項目の算定医療機関数や算定件数等については、出来るだけNDBデータ等の行政データを活用し、客観性を確保する。(平成27年度調査以降実施)
- ② 調査票の質問項目は調査目的に沿った必要最低限のものとし、回答率の向上を図る。
- ③ 調査対象施設が会員等となっている関係団体に対し、調査への協力を会員等にアナウンスしていただき、回答率の向上を図る。(平成26年度調査以降実施)
- ④ その他、調査分析手法の向上について、より客観的な分析が可能となるよう調査検討委員会等において検討を行う。

(1) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査(その1)(案)

1. 調査の目的

平成30年度診療報酬改定において、外来医療の機能分化の観点から、大病院受診時の定額負担の対象病院の範囲の拡大及びかかりつけ医機能をより一層推進する観点から、「機能強化加算」の新設、地域包括診療加算・地域包括診療料・小児かかりつけ診療料等の要件の見直し等を行った。また、抗菌薬の適正使用推進の観点から、小児の患者に対する抗菌薬の適正使用に関する評価の新設等を行った。これらを踏まえ、これらの影響を検証や、関連した取り組み等の実施状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・紹介状なしの大病院受診時の定額負担の徴収状況及び導入の影響等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関における外来診療の実施状況等
- ・小児抗菌薬適正使用支援加算を算定する医療機関の診療の状況や患者の状態等
- ・明細書の無料発行義務化による影響、保険医療機関等における発行状況及び患者への影響等

3. 調査客体

- ・病院(病床規模等により層化抽出)
- ・診療所(地域包括診療料、小児かかりつけ診療料等の届出を行っている診療所を含む。)
- ・患者

4. 主な調査事項

- ・200床以上の病院における紹介状なしの受診時の定額負担の徴収状況や、外来機能分化の取組状況等
- ・地域包括診療加算、小児かかりつけ診療料、機能強化加算等の算定状況等
- ・初診外来における診察の実施状況及び患者の状態等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関の普及状況等
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関と関係医療機関等との連携状況等
- ・外来医療から在宅医療への患者の移行状況等
- ・小児のかかりつけ医の地域の関係機関との連携状況等
- ・急性感染症の小児患者に対する抗菌薬の使用状況及び患者の状態等
- ・残薬、重複・多剤処方に係る医療機関と薬局との連携状況等
- ・明細書の発行実態、患者の明細書受領状況等
- ・オンライン診療の実施状況や患者背景、導入理由等(その2の予備的調査)

等

(2) かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査(その2)(案)

1. 調査の目的

平成30年度診療報酬改定において、外来における効果的・効率的な医学管理や、医薬品の適正使用を推進する観点から、生活習慣病管理料の療養計画の様式や要件の見直し、対面診療と適切に組み合わせたICTを活用した診療について評価の新設、向精神薬の長期処方・多剤処方の報酬水準の適正化等を行った。また、医療保険と介護保険のリハビリテーションの円滑な移行を推進する観点から、要介護・要支援被保険者に対する維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料について経過措置を延長した。これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や関連する取り組み等の実施状況について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・生活習慣病の重症化予防の取組状況等
- ・オンライン診療の実施状況や対象患者の疾患等の患者背景等
- ・向精神薬の長期処方・多剤処方の状況等
- ・要介護・要支援被保険者に対する維持期・生活期のリハビリテーションの状況等

3. 調査客体

- ・病院又は診療所(生活習慣病管理料、オンライン診療料等の届出を行っている保険医療機関及び脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料等の届出を行っている保険医療機関を含む。)
- ・患者(関連する管理料等の対象となった患者を抽出)

4. 主な調査事項

- ・生活習慣病の患者の診療状況や特定健診及び保健指導を行う保険者への情報提供の実績、遠隔モニタリングや多職種を活用した効果的な疾病管理に資する取組等
- ・オンライン診療料、オンライン医学管理料等の算定状況等
- ・オンライン診療の実施状況や患者背景、導入理由、オンライン診療を実施していない理由等
- ・向精神薬の医薬品の長期処方・多剤処方の状況や、適正化の取組の実施状況等
- ・要介護・要支援被保険者に対する維持期・生活期のリハビリテーションの介護保険への移行状況等

等

(3) 在宅医療と訪問看護に係る評価等に関する実施状況調査(案)

1. 調査の目的

平成30年度診療報酬改定において、在宅医療・訪問看護の提供体制の確保、在宅患者の状態に応じた対応を推進する観点から、在宅医療では、2箇所目の医療機関による訪問診療の評価や在宅診療以外の医療機関による医学管理の評価、地域支援機能を有する訪問看護ステーションの評価、ターミナルケアの評価の充実等を行った。また、在宅歯科医療については、歯科訪問診療料及び在宅患者等急性歯科疾患対応加算等の加算の見直し、在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直し、入院患者や介護保険施設入所者等の口腔機能管理の評価の充実訪問歯科衛生指導料の区分の見直し等を行った。

本調査では、その影響を検証するために、在宅医療(歯科訪問診療を含む)、訪問看護を実施している保険医療機関等に訪問の実施状況や患者へ行われている医療内容、介護関係者との連携等について調査を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・他の医療機関等と連携した訪問診療の実施状況、併設する介護施設等への訪問診療の実施状況等
- ・在宅療養支援診療所以外の診療所における他の医療機関等との連携状況及び訪問診療の実施状況等
- ・訪問看護ステーションにおける地域の人材育成等の支援状況、ターミナルケアや医療的ケアが必要な患者への訪問看護の実施状況、医療機関や学校等の関係機関との連携状況等
- ・精神科在宅患者支援管理料の算定状況及び在宅の精神科患者への訪問診療・訪問看護の実施状況や関係機関との連携状況等
- ・看取り期の患者や緩和ケアを受ける患者等について、医療関係者と介護関係者との連携や制度利用にあたっての円滑移行等
- ・ICT等を用いた関係機関間の連携の実施状況等
- ・在宅療養支援歯科診療所における歯科訪問診療の実施状況、他の医療機関(医科、歯科)との連携状況、病院、介護保険施設等との連携状況等
- ・在宅療養支援歯科診療所以外の歯科医療機関における歯科訪問診療の実施状況、他の医療機関(医科、歯科)との連携状況等

3. 調査客体

- ・在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料等の届出を行っている医療機関及び患者
- ・訪問看護ステーション及び患者

- ・在宅療養支援歯科診療所、歯科医療機関（在宅療養支援歯科診療所以外）及び患者

4. 主な調査事項

- ・在宅医療、訪問看護の実施状況、対象患者の状態、居住形態、診療・看護の所要時間等
- ・精神科患者や看取り期の患者等に対する在宅医療、訪問看護の提供状況
- ・ICT等を用いた関係機関間の連携状況
- ・歯科訪問診療の対象患者の状態、居住形態、診療時間、診療内容、関係機関との連携状況等
- ・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、継続診療加算及び包括的支援加算の算定状況等
- ・在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、在宅ターミナルケア加算の算定状況等
- ・歯科訪問診療料及びその加算、訪問歯科衛生指導料、歯科疾患在宅療養管理料及びその加算、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、在宅等療養患者専門的口腔衛生処置の算定状況等

等

(4) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査
(その1)(案)

1. 調査の目的

平成30年度診療報酬改定において、医療従事者の働き方の特性等を踏まえ、医療従事者の常勤配置や勤務場所等に係る要件の見直しが行われた。また、医師や看護職員の負担軽減の資する加算の評価の充実等を行った。本調査では、医療従事者の配置要件の見直しの影響や、負担軽減策の実施状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

常勤者の配置や勤務場所等の人員配置に係る要件の見直しの影響や、病院勤務医や看護職員の負担軽減策の実施が進んでいるか等について検証を行う。

3. 調査客体

病院（病院勤務医・看護職員の負担の軽減に関連する診療報酬項目（※）を届け出ている保険医療機関を含む。）

※病院勤務医・看護職員の負担の軽減に関連する診療報酬項目

医師事務作業補助体制加算、急性期看護補助体制加算、夜間75対1看護補助加算（看護補助加算）、病棟薬剤業務実施加算、処置・手術の休日加算1・時間外加算1・深夜加算1

4. 主な調査事項

- ・負担軽減に関する加算の届出状況と職員体制（常勤配置等）と勤務状況（医師、看護職員の勤務時間等）、負担軽減策の取組状況（施設票）
- ・診療科別の負担軽減策の取組状況、業務移管・共同化の状況と勤務状況、その効果（医師票）
- ・病棟別の負担軽減策の取組状況と勤務状況、その効果（看護師長票）
- ・職員体制等の見直しの状況、勤務状況（薬剤師票）
- ・医師事務作業補助体制加算、急性看護補助体制加算、看護補助体制加算（負担軽減の項目）の算定状況

等

**(5) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査
(その2)(案)**

※ 医師の働き方改革に関する検討会等の議論等を踏まえ、今後、必要な見直しを行っていく。

1. 調査の目的

平成30年度診療報酬改定において、病院に勤務する医療従事者の勤務環境改善の取組がさらに進むよう、病院での負担軽減等の体制整備について、医療従事者全体に拡大するとともに、関連する項目を集約した。また、対面を求めるカンファレンスのICTを用いた場合の評価、等を行った。本調査では、医療機関における勤務環境改善の取組状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

病院の医療従事者の勤務環境改善の取組の内容や実施状況、ICTを用いた情報共有・連携の実施状況等について検証を行う。

3. 調査客体

病院(勤務環境改善の取組を要件とする項目(※)を届け出ている保険医療機関を含む。)

※勤務環境改善の取組を要件とする項目

総合入院体制加算、医師事務作業補助体制加算、急性期看護補助体制加算等

4. 主な調査事項

- ・勤務環境改善の体制の実施状況、具体的な計画の内容と評価の実施状況
- ・ICTを用いた情報共有・連携の実施状況

等

(6) かかりつけ歯科医機能の評価や
歯科疾患管理料の評価の見直しの影響及び歯科疾患の継続的管理等の実施状況調査(案)

1. 調査の目的

平成30年度診療報酬改定において、かかりつけ歯科医機能をより推進する観点から、歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理や地域連携等の実績の評価等、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の見直しを行った。また、ライフステージに応じた口腔機能管理を推進する観点から、歯科疾患管理料について、小児口腔機能管理加算や口腔機能管理加算の新設等を行った。

歯科医療機関における院内感染防止対策を推進する観点から、歯科初診料及び歯科再診料の引上げを行うとともに、院内感染防止対策に関する施設基準の新設を行った。

これらの見直しによるかかりつけ歯科医機能や歯科疾患の継続的管理の状況を検証するため調査を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出状況、診療の状況及び患者の状況等
- ・歯科疾患管理料を算定する患者の状況(各加算の算定状況や管理内容等)
- ・初診料の注1に規定する施設基準の届出状況及び院内感染防止対策の取り組み状況等
- ・明細書の無料発行義務化による影響、保険医療機関等における発行状況及び患者への影響等

3. 調査客体

- ・かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所、歯科医療機関(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所以外)及び患者

4. 主な調査事項

- ・かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出医療機関における診療の状況及び地域医療・地域保健への取組状況、エナメル質初期う蝕管理加算や歯周病安定期治療(Ⅱ)を算定する患者の状況
 - ・小児口腔機能管理加算及び口腔機能管理加算を算定する患者の状況及び管理内容
 - ・歯科医療機器等の患者ごとの交換や滅菌処理等の院内感染防止対策の取り組み状況
 - ・明細書の発行実態、患者の明細書受領状況等
 - ・歯科疾患管理料、小児口腔機能管理加算及び口腔機能管理加算の算定状況
 - ・保険医療機関の初診料の注1に規定する施設基準の届出状況
- 等

(7) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査(案)

1. 調査の目的

平成30年度診療報酬改定において、残薬解消や多剤・重複投薬の削減の取組など、薬局における対物業務から対人業務への転換を促すための措置を講じた。また、患者本位の医薬分業を進めるため、患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握することを目的としたかかりつけ薬剤師・薬局の評価やいわゆる大型駅前薬局の評価の適正化等を行った。

これらを踏まえ、かかりつけ医とかかりつけ薬剤師・薬局の連携方策も含め、医薬品の適正使用や患者本位の医薬分業のさらなる推進を図るため、かかりつけ薬剤師の取組状況や薬局における調剤報酬改定の影響について調査を行う。

2. 検証のポイント

保険医療機関と保険薬局における、双方の連携方策も含めた残薬や多剤・重複投薬の状況や削減効果、かかりつけ薬剤師指導料、薬剤服用歴管理指導料の見直し、いわゆる大型駅前薬局の評価の適正化などの現状と効果等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

4. 主な調査事項

- ・残薬、重複・多剤処方の実態とこれらの削減に向けた保険医療機関や保険薬局の取組状況等
- ・かかりつけ薬剤師指導料の算定状況等
- ・かかりつけ薬剤師・薬局に関しての患者の意識
- ・お薬手帳の活用も含む薬剤服用歴管理指導料の算定状況等
- ・地域支援体制加算の届出、算定状況
- ・大型駅前薬局・同一敷地内薬局の評価の適正化の状況等
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料等の在宅薬学管理の算定状況

等

(8) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査(案)

1. 調査の目的

平成30年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方の記載された処方せんの受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査を行う。

2. 検証のポイント

一般名処方による医療機関の処方状況や、それに伴う保険薬局における後発医薬品の調剤状況、また、後発医薬品調剤の評価による後発医薬品の調剤状況の変化等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

4. 主な調査事項

- ・ 保険薬局で受け付けた処方せんについて、「一般名処方」の記載された処方せんの受付状況、「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況
- ・ 保険薬局における後発医薬品への変更調剤の状況
- ・ 後発医薬品の使用促進に係る加算及び減算の届出、算定状況
- ・ 医薬品の備蓄及び廃棄の状況
- ・ 後発医薬品についての患者への説明状況
- ・ 後発医薬品に変更することによる薬剤料の変化
- ・ 保険医療機関(入院・外来)における後発医薬品の使用状況
- ・ 後発医薬品の使用に関する医師、薬剤師及び患者の意識

等

別添

答申書附帯意見	主な検討の場
	※は調査を行わないもの。
(入院医療) 1 今回改定で再編・統合した急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料、療養病棟入院基本料等(救急医療に関する評価を含む。)に係る、在宅復帰・病床機能連携率、重症度、医療・看護必要度、医療区分、リハビリテーションの実績指数等の指標及び看護職員の配置の状況について調査・検証するとともに、特定機能病院入院基本料等のその他の病棟の評価体系も含めた、入院医療機能のより適切な評価指標や測定方法等、医療機能の分化・強化、連携の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること。	入院医療等に関する調査・評価分科会、DPC評価分科会
2 データに基づくアウトカム評価の推進の観点から、より適切な評価に資するデータ提出項目の追加やデータ提出を要件化する対象病棟の拡大等について引き続き検討すること。	入院医療等に関する調査・評価分科会、DPC評価分科会 ※
(DPC 制度) 3 調整係数の機能評価係数Ⅱへの置換え完了等を踏まえ、DPC制度以外の入院医療とともに、DPC制度の適切かつ安定的な運用について、引き続き推進すること。	入院医療等に関する調査・評価分科会、DPC評価分科会
(外来医療、在宅医療、かかりつけ機能) 4 外来医療の在り方に係る今後の方向性を踏まえ、紹介状なしで大病院を受診した場合の定額負担の対象医療機関の範囲拡大、地域包括診療料等の見直し、かかりつけ医機能を有する医療機関の新たな評価等の影響を調査・検証し、かかりつけ医機能を有する医療機関と専門医療機関との機能分化・連携強化に資する評価の在り方について引き続き検討すること。	検証部会
5 かかりつけ医機能を有する医療機関を含む在宅医療の提供体制の確保や、個々の患者の特性に応じた質の高い在宅医療と訪問看護の推進に資する評価の在り方について、歯科訪問診療や在宅薬学管理を含め、引き続き検討すること。	検証部会
(医薬品の適正使用) 6 向精神薬や抗菌薬等をはじめ、医薬品の適正使用の取組推進と併せて、医薬品の長期処方・多剤処方、処方箋様式や医療機関と薬局の連携等の在り方について引き続き検討すること。	検証部会
(生活習慣病の医学管理、オンライン診療等) 7 生活習慣病管理料を含む生活習慣病の診断・治療に係る評価の見直しの影響を調査・検証し、エビデンスに基づく生活習慣病の重症化予防のより効率的・効果的な推進の在り方について引き続き検討すること。	検証部会

<p>8 オンラインシステム等の通信技術を用いた診療の評価の新設に係る影響を調査・検証するとともに、対面診療と適切に組み合わせたICTを活用した効果的・効率的な外来・在宅医療の提供や、遠隔でのモニタリング等に係る評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(医療と介護の連携)</p> <p>9 介護保険制度における介護療養型医療施設及び老人性認知症疾患療養病棟の見直し、介護医療院の創設等の方向性を踏まえつつ、</p> <p>① 医療と介護が適切に連携した患者が望む場所での看取りの実現、</p> <p>② 維持期・生活期のリハビリテーションの介護保険への移行等を踏まえ、切れ目のないリハビリテーションの推進、</p> <p>③ 有床診療所をはじめとする地域包括ケアを担う医療機関・訪問看護ステーションと、居宅介護支援専門員や介護保険施設等の関係者・関係機関との連携の推進</p> <p>に資する評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>総会 (検証部会、入院医療等に関する調査・評価分科会)</p>
<p>(医療従事者の負担軽減、働き方改革)</p> <p>10 常勤配置や勤務場所等に係る要件の緩和等の影響を調査・検証し、医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること。</p> <p>また、診療報酬請求等に係る業務の効率化・合理化に係る取組について引き続き推進すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(データの利活用)</p> <p>11 診療報酬に関するデータの利活用の推進に係る取組について引き続き推進するとともに、平成 32 年度に向けたレセプト様式や診療報酬コード体系の抜本的な見直しについて、郵便番号の追加を含め、次期診療報酬改定での対応について、引き続き検討すること。</p>	<p>総会 ※</p>
<p>(歯科診療報酬)</p> <p>12 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の評価の見直しによる影響や、歯科疾患管理料に係る加算の新設の影響及び継続的管理の実施状況等を調査・検証し、かかりつけ歯科医の機能の評価や口腔疾患の継続的な管理の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>13 院内感染対策に係る初診料・再診料の見直しの影響を把握し、院内感染対策の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>総会 (検証部会)</p>
<p>(調剤報酬)</p> <p>14 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うかかかりつけ薬剤師の取組状況やいわゆる大型門前薬局等の評価の適正化による影響を調査・検証し、患者本位の医薬分業を実現するための調剤報酬の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>

<p>(後発医薬品の使用促進)</p> <p>15 後発医薬品の数量シェア 80%目標の達成に向けて、医療機関や薬局における使用状況を調査・検証し、薬価の在り方や診療報酬における更なる使用促進策について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(薬価制度の抜本改革)</p> <p>16 「薬価制度の抜本改革について 骨子」に基づき、薬価制度の抜本改革による関係者への影響を検証した上で、必要な対応について引き続き検討すること。 また、基礎的医薬品への対応の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>調査実施小委、 薬価専門部会</p>
<p>(費用対効果評価)</p> <p>17 試行的実施において明らかとなった技術的課題への対応策とともに、本格実施の具体的内容について引き続き検討を行い、平成 30 年度中に結論を得ること。</p>	<p>費用対効果評価専門部会、薬価専門部会、 保険医療材料専門部会 ※</p>
<p>(明細書の無料発行)</p> <p>18 現行のレセプト様式の見直しが予定されている平成 32 年度に向けて、明細書の無料発行の更なる促進の取組について引き続き検討すること。</p>	<p>総会 (検証部会)</p>
<p>(医療技術の評価)</p> <p>19 先進医療を含む新規医療技術の評価の在り方について、医療技術評価分科会と先進医療会議との連携・役割分担を含め、引き続き検討すること。また、手術手技をはじめとした技術評価(分類)について、関係有識者と連携しながら、国際的な動向も踏まえつつ、体系化を引き続き推進すること。</p>	<p>診療報酬基本問題小委員会 医療技術評価分科会、 先進医療会議 ※</p>
<p>(その他)</p> <p>20 ニコチン依存症管理料の適切な評価、医療用保湿剤の適正な処方及び精神科入院患者の地域移行の推進等について引き続き検討すること。</p>	<p>総会 (検証部会)</p>